

稲城市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、長峰ルナオーヴ自治会から認可地縁団体として告示された事項に次のとおり変更があったとして届出があったので、同条第10項後段及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の規定により、その旨を告示する。

令和8年6月5日

稲城市長 高橋勝浩

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

区分	氏名	住所
変更前	深町 太郎	
変更後	豊嶋 泰成	

2 変更の年月日

令和8年6月1日